

中国輸出管理法に基づく「両用品目輸出管理条例」が公布、12/1 施行

(改訂 2 版)

- 米国類似の再輸出規制を導入（デミニミスルール、直接製品ルール等）
- 米国並みにエンドユース・ユーザー管理強化（禁輸先リストに加え注視リストも）
- 輸出管理品目リストは、ECCN 的国際分類で整理し、条例施行前までに策定見込み

2024.10.21 / 改訂 2 版同 11.15

CISTEC 事務局

中国輸出管理法に基づく「両用品目輸出管理条例」が、本年 10 月 19 日に李強首相の署名を経て公布された。12 月 1 日に施行される。

【注】

○全文仮訳は、以下を参照。

◎中国両用品目輸出管理条例（仮訳 ver.3）（2024.10.23）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241021_yaku.pdf

○改訂版は、条文の暫定訳を上記仮訳に合わせたほか、一部誤記を改めたもの。

○本資料の分析は速報ベースの一次的なものであり、今後変更・追加等があり得る。

10 月 21 日付で速報ベースでの解説を出した後、中国の主要法律事務所が解説を出してきている。以下の CISTEC サイト参照。

◎《両用品目輸出管理条例》（公布版）に関する法律事務所による解説ぶり ver.4

（2024.10.25 / ver.4 同 11.14）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241025.pdf

それらの解説等の諸情報によって、不明だった点も明らかになってきたので、それらを追記することとする。

■経緯

- 中国輸出管理法は、2020 年 12 月に施行されたが、個々の稀少資源等の輸出規制は行われてきたものの、下位条例が制定されず、統一的な管理品目リスト（ワッセナーアレンジメントを念頭に置いた「不拡散のための国際的義務の履行」も含めて軍民両用品の管理を担保するもの）も作成、公開がなされていなかった。
- その後、本格施行に向けた準備が進められ、本格実施のための下位条例である「両用品目

輸出管理条例案」の意見募集稿が、2022年4月22日付でパブリックコメントに付された。これに対しては、CISTECを含む日本の10産業団体連名で意見書を提出した。

条例案解説 https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20220426.pdf

連名意見書 https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20220520-japanese.pdf

- 今回の発表によれば、パブリックコメントは内外から約600件が寄せられたとされ、これらも含めて政府内で検討の上で「草案」を作成し、9月18日に国務院が審議、採択していた。1か月を経て公布されたもの。

■主な焦点

- 2017年の中国商務部による最初の草案発表以降、累次の全人代常務委での審議の度にパブコメ募集がなされ、日米欧の産業団体連名で意見を提出してきた。
- その際の関心事項は、再輸出規制、みなし輸出規制、管理品目リストと国際レジーム合意との関係、中国に輸出した場合のエンドユース・エンドユーザー情報の取得、中国から輸入した海外の輸入者・需要者の中国政府の管理、データ安全規制との重畳適用、域外適用規定等に関するものであった。
- 今回公布された条例内容を見ると、最大の焦点だった再輸出規制の内容は明確になったが、それは米国の厳しい再輸出規制にほぼ準じたものであり、大きな懸念要素となった。
また、米国の禁輸リストである Entity List に相当するリストは当初から輸出管理法に規定されていたが、今回、米国が中国企業に対して多用する Unverified List(未検証エンドユーザーリスト)に相当する「注視リスト」制度も新たに盛り込まれた(意見募集稿にはなかった)。
他方、中国の法律事務所の諸解説等では、米国 EAR の制度と比べて限定されたものである旨が説明されている。
- このように見ると、経済安全保障における重点課題である「信頼できるサプライチェーンの確保」の上で考慮される必要がある要素が、少なからず含まれているように思われる。
再輸出規制については、特定の品目、国・地域、組織・個人に限定されるとしても、反外国制裁法及び信頼できないエンティティリスト制度の下で、そのような特定対象に対する再輸出規制的規制が始まって実質的影響が生じるケースも出てきており、それらの運用が、輸出管理法下で通常の制度運用としても行われ、国際サプライチェーンに対する中国政府の影響度拡大に使われる可能性に留意が必要となる。
- なお、条例の規定内容の詳細は、前掲の中国の法律事務所の解説サイトを機械翻訳にかけるとおおよそ理解できるので、各解説を比較しながら読まれることをお勧めする。
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241025.pdf
- 中国輸出管理法に関するこれまでの一連の経過、関係資料については、以下のサイトにまとめたあるので、ご参照いただきたい。
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/china_page.html

以下、主な論点について説明する。

【本資料の構成とポイント】

1. 再輸出規制の新設

- ・米国同様の再輸出規制の規定を新設。デミニミスルール、直接製品ルール、原産品規制の全てを規定。実施のための規則が定められる予定。
- ・特定の品目、仕向地、組織・個人を対象にキャッチオール的運用の枠組み。
- ・米 EAR と比べての限定的な制度である旨が強調。他方で、信頼できない Entity List 制度や反外国制裁法により再輸出規制的運用が行われ始め大きなインパクトを与えており、輸出管理法の拡大により中国が優位に立つ品目をテコにした国際サプライチェーンへの中国政府の影響度拡大の動きが注視される。
- ・他方で、一律の適用ではサプライチェーンの脱中国を促進しかねないことから、限定的で慎重な運用とする枠組みとの法律事務所の解説もあり。

2. 禁輸先リストに加え、米国「UVL」類似の「注視リスト」を新設

- ・最終用途・需要者確認ができず懸念が残る者を、新たに「注視リスト」に掲載する枠組みを新設。
- ・米国が中国企業対し、UVL 掲載をテコにしてエンドユース確認を行うのと同じ手法。

3. 中国政府による輸出先の最終用途・需要者確認のために実地検証が可能に

- ・許可申請時の最終用途・需要者確認のための実地検証も手続きの一つとして規定。
- ・それ以外の局面も含めて検証に非協力の場合には、「注視リスト」に掲載との枠組み。
- ・外国政府による中国企業への実地訪問、調査は規制をかけ、中国政府が成り代わって最終用途・重要者確認を行って外国政府に説明すると想定しているような規定との関係でアンバランス。

4. 中国への輸出の際のエンドユース・ユーザーチェックについて

- ・法律での「輸出管理情報」の移転規制によって、中国に輸出する際の顧客審査に必要な用途、需要者に必要な情報が得られるのかは不明確。
- ・条例では、外国政府による実地訪問・実地調査を許可なく受け入れることは禁止されたが、外国政府による実地訪問等を伴わない審査は問題ないのか、外国企業・政府が必要な情報を輸入者、需要者から得られるのかは、条文上からは不明。
- ・中国当局による最終用途証明書は信用力高いとして、本条例規定を活用して中国の輸入者・エンドユーザーにその取得を薦める法律事務所の解説も。

5. 輸出管理法制とデータ安全法制との重畳適用の問題

- ・これまで、データ安全法制では海外移転規制対象の「重要データ」に「輸出管理に関するデータ」を含める模様だったため、輸出管理法制との重畳適用の問題が懸念。
- ・しかし、10月から施行された重要データ識別のための推奨国家標準では、「輸出管理

品目に関するデータ」とされるとともに、データ統制三法の共通下位条例であるネットワークデータ安全管理条例（9月30日公布）では、各地域、部門がそれぞれ定めることと規定された。

- ・他方、天津市、北京市の特区のデータ海外移転のネガティブリストでは、輸出管理法や輸出禁止・輸出制限技術リストで規制対象となるものは、そちらで規制される旨注記された。これにより重畳適用はなくなった。他の地域、部門での動向を要注視。

6. みなし輸出規制の問題

- ・中国の組織内での外国籍役職員に対する技術提供は対象となる**模様**。
組織内での研究、会議でのやり取り、技術データベースへのアクセス等で外国籍役職員との情報共有に支障が生じるおそれや、外資企業で外国資本が支配権を有する場合に支配権を損ねるおそれ。
- ・みなし輸出規制は通常は技術が対象であるが、定義では、貨物、サービスの提供も対象となっており、**国内展示会等を想定すればまだわかるものの、企業内の外国籍者に対しても適用されるとすれば、具体的運用イメージ不明**。

7. 輸出管理品目リストについて

- ・公布時期は、当局のQAで「条例と同時に実施」とあり、12月1日前に公開見込み。
- ・**ECCNのような国際的な品目分類（10カテゴリー）に整理し、輸出管理コードを付与する模様**。
- ・**今回施行のものは、従来品目の整理統合に留まり、新たな品目は含まれない模様**。
- ・策定手続きが意見募集稿から変更されており、公開での意見募集ではなく、関係団体等に対する諮問方式に変更となった模様。

1. 再輸出規制の新設—米国同様の内容

■米国EARと類似のフルスペックの再輸出規制

- 米国の再輸出規制に準じた、中国原産品に係る再輸出規制の導入の有無が焦点となっていた。これは、2017年公表の商務部草案では、附則にデミニミスルールの考え方が規定されていた（中国原産品を価額ベースで一定割合超含む品目の第三国から輸出する場合に中国当局の許可が必要）。

しかし、全人代常務委での審議段階ではそれは削除され、「通過」「積替」等と並べる形で、単に「再輸出」の文言だけが記載されていた。その具体的内容は不明のままだった。

- しかし、今回公布された条例の附則では、第49条で、**米国類似の（米国EARに規定する3種類の）フルの再輸出規制が盛り込まれた**。再輸出規制に係る実施規則は別途定めるとある。

第四十九条 国外の組織や個人が中華人民共和国の国外で特定の仕向国や地域、特定

の組織・個人に以下の貨物、技術やサービスを移転・提供する場合、国务院の商務主管部門は関係する事業者の本条例の関連規定を参照して実行するよう要求することができる：

- (一) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目；
- (二) 中華人民共和国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目；
- (三) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目。

○上記は、米国の再輸出規制と同様の構成となっている。

- ・(一)が、デニミスルール(価額ベースで計算。25%超、10%超等、相手国により割合は異なる)
- ・(二)が、直接製品規制 (EAR 対象の (又は米国原産) 一定の米国リスト規制技術・ソフト (及びそれらから直接製造された装置) から米国外で直接製造された製品に関する規制)。
- ・(三)が、原産品目規制

■特定の品目、仕向地、組織・個人を対象に、キャッチオール的な適用を想定

○中国の法律事務所の解説では、米国 EAR と同様の 3 種類の再輸出規制を規定しつつも、米国と比べて限定されていることが強調されている。

○限定されているという意味は次のようなものである。

- ・品目—特定少数の機微な品目のみが対象。
- ・仕向地—全地域向けではない。
- ・組織・個人—以下を想定。

① 第 13 条で商務部が指定する輸出禁止の組織・個人

② 規制ユーザーリスト及び注視ユーザーリストに掲載された組織・個人

○また、適用も、輸出者にこのルールを参照するべき旨を「要求」した場合に適用されるとされ、いわばキャッチオール的な運用を想定している。

そして「要求」は、「できる」であり「義務」ではなく、執行当局の商務部が弾力的な対応ができるように規定されている旨、あるいは「慎重な規制」になっている旨が強調されている。

○なお、一連の解説では、デミニミス・ルールについては、25%、10%だけでなく、1%、0%も例示として掲げており、米国が半導体露光装置の再輸出についてオランダ向けに発動した、僅かでも米国原産品が価額ベースに含まれれば許可対象とするとの極端な運用も取り入れることも可能性として想定しているようである。

仮にそのような運用がなされることになれば、サプライチェーンにとっては大きなリスクとなり得る。

※オランダ向けの異例の極端な適用は、一時「ゼロデミニミス」等と呼称される場合もあったが、現在は商務部は「デミニミスルール不適用」と呼んでいるようである。この「ゼロデミニミス」の呼称の影響で、「0%」というパターンが例示されていると思われる。

○また、直接製品ルールについても、米国同様、中国産技術からの直接製品、中国産技術を起源とする中国産製造装置からの直接製品を対象とする。

ただし、米国のように仕向地によっていくつもの種類の直接製品ルールを設けるのではなく、一本化して簡素化していることを、米国との差異として説明する例もある。

■商務部からの「要求」のパターン、内容、性格

○「要求」は、「1対1」で作成される可能性が高くなるが、特定の範囲の事業者に知られたり、発表したりする可能性を排除するものではないとの解説もなされている。

○「参照」して実行することを「要求」するのは、商務部が定める「関連規定」であるが、再輸出規制の3種類の具体的内容（デミニミスルールの閾値の%等）がその規定で定められるのか、それとも、「要求」の中でケースに応じて定められるのかは不明。

「関連規定」で定めるのではないかと思われるが、解説によっては、「要求」の中で指定されることを想定するものもある。

■鉱物資源等も対象になるか？

○輸出管理法では、レアアース、ガリウム・ゲルマニウム、アンチモン等が規制対象品目となっているが、それらも再輸出規制の対象となるのかは、大きな関心事項と思われる。

○この点は、排除する規定はないし、中国が優位性ある資源をテコに国際的なサプライチェーンに影響力を行使する上では、大きな「武器」になり得る。もちろん、機微品目でもある。

○法律事務所によっては、この再輸出規制では、中国原産の微量成分を含む製品が管理の対象となる可能性があり、企業は、明確な基準が決まれば、ビジネス上の観点から、含有量が1%、50%、100%等それに応じて他の国のサプライチェーンシステムに切り替えるだろうから、国务院の商務主管部門は「参照」とし、義務とはしておらず、この規定に従って実施を「要求」することができるとなっている旨解説している。関連部門に一定の裁量と対応の余地を残しながら、企業への過剰な圧力を回避するものとしている。

○鉱物資源等も対象となり得ることを前提としつつ、西側諸国による中国依存リスク回避のための脱中国のサプライチェーン構築が加速する要因になり得ることを念頭に、一律の規制にはしないということのようである。

○いずれにしても、より具体的な内容は、同規制のための実施規則又は「要求」の中で定められるが、米国政府が優位に立つ米国産品をテコにした米国EARの域外適用によって、国際サプライチェーンに大きな影響を与えているのと同様に、中国が優位に立つ品目（規

定にある「特定の品目」)をテコに中国政府の関与下に置く国際サプライチェーンの形成を企図していると思われる。

■「信頼できないエンティティリスト」制度、反外国制裁法によっても再輸出規制的な運用

○上記は、輸出管理法に基づくものであるが、それとは別途の単発の規制である「信頼できないエンティティリスト」制度の運用によっても、再輸出規制的な動きが見られるようになってきている。

○これまで、反外国制裁法や「信頼できないエンティティリスト」制度に基づいて、台湾に武器を供与した米国防衛関連企業を指定・掲載し、輸出禁止、中国内資産凍結、入国禁止等の制裁措置の対象としてきた。ただ、それだけでは実質的に影響はなく、象徴的な措置に留まってきた。

○しかし最近になって、「反外国制裁法」で制裁対象とした米防衛関連企業等を「信頼できないエンティティリスト」にも掲載し、それら企業に中国原産品を供給した米国企業（Caplugs社）を問題視し、取引の内容の提出、「再発防止」策の策定等を求め、これを拒否すれば同リストに掲載すると警告した。下記資料のp1～6参照。

◎中国の最近の輸出規制とその関連動向（改訂版）－2024年春以降の動向を中心として（2024.8.5）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240801.pdf>

○ごく最近の事例として自律型ドローンメーカー米最大手でウクライナ軍に製品を供給しているスカイディオ（Skydio）が、10月11日に、反外国制裁法により、中国企業に同社への重要部品の供給を禁じることを含む制裁措置に科され、重要部品で中国に依存しているバッテリーの調達に困難となったことが、大きなインパクトを与えた（バッテリー供給を止めた企業の中には日本企業の子会社も含まれると報じられた）。新たな調達先が見つかるのは来春以降との見通しだという（FT24.10.31付、日経11.1付他）。

米防衛関連企業と取引するCaplugs社の例から見れば、Skydio社に対しては、中国原産品の供給は外国企業であっても阻止される可能性が高いが、12月1日の両用品輸出管理条例施行後は、同条例第13条に基づき輸出禁止対象に指定し、デミニミスルールと直接製品ルールの再輸出規制に該当する外国産品品目は、日米欧等の西側企業からの供給も阻止される可能性があり得ることになる。

○FT（フィナンシャルタイムズ）は、これらの中国政府の動きを深刻に受けとめ、警鐘を鳴らす記事を掲載している。

・中国は現在、他国がとった措置に対抗する「反外国制裁法」と、自国の国益を損ねたとみなした外国企業を「信頼できない企業リスト」に載せる権限を有している。**輸出管理法の拡大により、北京は、現代技術に不可欠なレアアースやリチウムなど、数十**

種類の資源の供給における世界的な優位性を武器化することも可能になる。

- ・コンサルティング会社 Control Risks の中国分析責任者であるアンドリュー・ギルホルム氏は、北京が米国の利益に与える可能性のある損害を過小評価している人が多いと指摘した。ギルホルム氏は、ここ数か月の間に発行された「警告(射撃)」を指摘した。
- ・これには、米国最大のドローンメーカーであり、ウクライナ軍への供給業者でもあるスカイディオ (Skydio) に対する制裁が含まれ、中国企業グループが同社に重要な部品を提供することを禁止する内容であった。
- ・また、北京は、カルバン・クラインやトミー・ヒルフィガーなどのブランドを展開する PVH を「信頼できない企業リスト」に含めることも示唆しており、そうなれば、同アパレル企業は巨大な中国市場へのアクセスを失う可能性がある。
- ・ギルホルム氏は、「これは氷山の一角に過ぎない」とした上で、「私は顧客にこう言い続けている。「地政学上のリスクや米中貿易戦争を価格に織り込んでいるつもりでも、まだ織り込んでいない。なぜなら、中国はまだ本格的な報復措置を取っていないからである。」とギルホルム氏は付け加えた。(以上、FT24. 11.14 付)。

- 制裁対象の海外企業等に対する再輸出規制と、輸出管理法に基づく恒常的な再輸出規制とを併用して、中国はその影響力を拡大する指向を強めていくものと思われる。

2. 禁輸先リストに加え、米国「UVL」類似の「注視リスト」を新設

■米国の Unverified List(UVL: 未検証エンドユーザーリスト)とは?

- 今回の条例では、輸出管理法本体にも、また条例の意見募集稿にもなかった、米国の Unverified List(未検証エンドユーザーリスト)に相当するリスト制度を新たに導入した。
- 米国の UVL は、輸出許可前のチェックや輸出後の事後検証ができないために、最終用途・需要者に懸念があるユーザーのリストである。

EAR 対象品目の輸出・再輸出に許可が必要な場合に許可例外 (= 許可不要) が使えなくなり、すべて個別許可対象となる。許可が不要な品目を輸出・再輸出する場合にも UVL 文書と呼ばれるエンドユーザー誓約書等の取得が必要になる。下記資料参照。

◎米国商務省 BIS の Unverified List (未検証エンドユーザーリスト) の概要と留意点 (2019.4.26)

https://www.cistec.or.jp/service/uschina/01_Unverified%20List_kaisetu190426.pdf

- 米国は、中国企業、中国政府が、米国からの輸出品のエンドユース、エンドユーザーの実地検査等に協力しない場合に、同リストに掲載し、応じない場合は Entity List (禁輸リスト) に掲載するとの制度にし、圧力を強める例がしばしばあった。

他方、中国側は輸出管理法本体で「第 32 条：中華人民共和国国内の組織と個人が国外に輸出管理に関わる情報を提供するには、法に基づいて行わなければならない。」と規定され、本条例の意見募集稿で「第 45 条：・・・ 国務院の商務部の同意なしに、外国政府による輸出管理の実地訪問または審査を受け入れるか、または受け入れることを約束してはならない。」と規定されていたため、当事者は板挟みになる懸念が生じた。

これまでの例では、中国政府が米政府との連携の形をとってこれを受入れ、UVL 指定を解除してきた（23 年 8 月に 27 企業・組織）。ただ最近でも、UVL 指定をされる中国企業は見られる（23 年 12 月に 13 企業、24 年 7 月に 8 企業、10 月に 3 企業）。

■ 今回の条例での「注視リスト」規定

○第 26 条に、次のように規定されている。

第二十六条 国務院の商務主管部門が法に基づいて両用品目のエンドユーザーと最終用途の検証を行い、関係する組織と個人は協力しなければならない。輸入業者、エンドユーザーが規定した期限内に検証に協力せず、関連する証明資料を提出しなかったことで、両用品目のエンドユーザー、最終用途を確認できなくなった場合、国務院の商務主管部門は関係する輸入業者、エンドユーザーを注視リストに加える。

輸出者が注視リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに両用品目を輸出する際、包括許可または登録・情報記入方式による輸出証明書の取得を申請してはならない；個別許可を申請する際、注視リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーのリスク評価報告を提出し、かつ輸出管理の法律法規と関連する要求の遵守を誓約しなければならない。許可審査の期間は本条例第十七条第一項に規定する期限の制限を受けない。

本条例第一項に規定する輸入業者、エンドユーザーが検証に協力し、確認の結果、無断で最終用途を変更した、無断で第三者に譲渡した等の状況がなかった場合、国務院の商務主管部門はこれを注視リストから削除することができる。

○構成としては、以下の 3 つのパーツに分かれる。

(1) 期限内の検証に非協力、補足資料不提出により最終用途が確認できない場合には、関連する輸入者とエンドユーザーを注視リストに含めることができる。

(2) 同リスト掲載企業向け輸出に、一般的なライセンスの申請は不可。個別許可を申請する場合は、リスト掲載エンドユーザー等のリスク評価レポートを提出し、そのエンドユーザー等による規制・要件の遵守の誓約が必要。

(3) 検証に協力し、不正な変更・移転がないことが確認できればリスト削除可能。

○上記の「検証」は、米国同様に、「実地検証」を意味すると思われる。本条例第 17 条に審査期間（45 営業日以内）にカウントしない場合の一つとして、「実地検証を行う必要がある場合」を挙げている（後述）。

○上記の（1）（3）は、米国 EAR 規制と同一である。他方、（2）の「注視リスト」掲載

者向けの輸出の全てにつき許可を必要とする趣旨かどうかは明確ではないが、もし、全てにつき許可を必要とする趣旨であるとすると、許可が必要な場合が限定されている米国 UVL 制度よりも厳格な規制になる。

3. 中国政府による輸出先の最終用途・需要者確認のために実地検証が可能に

■中国政府による最終用途・需要者の「検証」には「実地検証」も含まれる

○米国の場合、UVL 掲載されるのは、許可前チェック (PLC) や出荷後検証 (PSV) ができないために、エンドユース・ユーザーに懸念がある場合である。

米国の場合は、それらのチェック、検証には、米当局による実地確認が含まれている。

○中国の本条例の「注視リスト」掲載となる場合の「検証」の意味合いは、注視リスト制度を定めた第 26 条では単に「核査」とあるのみで、実地検証を含むのかは一見すると明確ではない。しかしながら、許可申請時の手続き、審査期間を定めた第 17 条をみると、「実地検証」(「実地核査」)を行う場合があるとされ、その期間は審査期間 (45 営業日以内) にカウントしないとされている。

○第 17 条の「実地検証」は、米国の許可前チェック (PLC) に該当するが、第 26 条はそれに限らず、出荷後検証 (PSV) まで含むと考えられる。

■中国側が外国政府の現場調査を当局の同意が必要としていること等との関係

○しかし他方で、本条例では、次のように、外国政府による現場調査は制限し、外国政府に対しては、中国当局が行うエンドユース・ユーザー確認を以て説明するとの規定があり、バランスを欠いているように思われる。

○関係規定は以下の通り。

・外国政府から輸出管理に関する訪問及び現場調査の要請を受けた場合には、直ちに商務部に報告し同意を受けなければならないとしている (第 38 条)。

※違反の場合には、第 43 条で罰則対象。

・中国国内の輸入者、エンドユーザーの申請により、外国政府に対して、エンドユース・ユーザーに関する説明書類を発行することができること、それらエンドユーザー等は商務部の監督・検査を受け入れなければならないこととされている (第 37 条)。

※第 37 条は、説明書類発行局面、時期等の限定はない。

○他方、許可申請時のエンドユース・ユーザー確認に関しては、

・許可申請時には、輸出先国の政府機関が発行した最終用途証明書類の提出を輸出者に求めることができるとしている (第 24 条)。

○また、輸出管理法本体に、各国政府との協力連携条項がある。

・「国家輸出管制管理部門は締結、あるいは参加している国際条約に基づいて、又は平等

互恵の原則に照らして、その他の国や地域、国際組織等と輸出管理の協力と交流を行う。」(法第 32 条)

※この規定は、本条例案の意見募集稿でも規定されていたが、公布された条例には規定されていない。

○上記の一連の規定を踏まえれば、輸出先の輸入者、エンドユーザー等に対する確認に関しては、外国政府との連携があって然るべきであるが、その点は明確ではない。法第 32 条の趣旨を踏まえた運用が担保される必要があると思われる。

○しかし他方で、以下の点がどうなるのかが不明であり、懸念点と思われる。

①中国政府による日本での現地検証の要求が想定されるが(許可申請時点と、日本への輸入以降の時点とも)、企業側の同意なく行うことは公権力の域外行使として認められない一方で、同意しなければ「注視リスト」掲載するとその圧力の下に同意を迫られることが想定される。現地調査が本当に必要なのか、目的外の過剰な調査になるおそれはないのか、技術流出要因にならないか等等、懸念が多々生じ得る。

②中国からの輸出申請時に、輸出先の日本政府発行の最終用途証明書の提出を求められた際に、個別案件に日本政府が対応できるのか(すべきなのか)。それができなければ中国からの輸出許可がなされないとすると、貿易制約要因になる恐れがある。

○これらは日本政府マターともなる問題であり、日本政府との情報共有のためにも、当事者となった企業は日本政府(経産省の貿易管理部)によく相談することが必要と考えられる。

4. 中国への輸出の際のエンドユース・ユーザーチェックについて

■輸出管理関係情報入手の制約との関係

○日本から中国にリスト規制品目等を輸出する場合、輸出管理の基本として、最終用途、最終需要者のチェック(顧客審査)が必須となる。

その場合、顧客審査のための基本的情報の入手が必要となる。それが中国側の規制で入手が難しくなっているとの状況が現れている。

これが輸出管理法との関係ではどうなのか、という点が関心事項の一つとなる。

■情報入手制約の諸要因

(1) 企業信用情報提供サービスの利用の制約の顕在化

データ安全法制の一環として、中国人民銀行により「信用調査業務管理弁法」が 2022 年 1 月 1 日から施行され、一般的な(帝国データバンク等に相当する)「企查查」「启宝」「天眼查」等の企業信用情報の国内保存が義務付けられ、海外からのアクセスが困難となった。

以下の資料の p39~「留意点 7 中国企業の基本情報が得にくくなっている」参照。

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/51-20220906.pdf>

- (2) データ安全法制で規制対象となる「重要データ」の例示の一つとして記載されていた「輸出管理データ」との記載

これまで、データ安全法制においても、海外移転規制の対象となる「重要データ」の識別についての国家標準案や、データ安全三法の共通下位規則である条例案が、パブコメにかけられていたが、それらの案では、その一類型として「輸出管理データに関わるもの」が挙げられたいた（ただし、この点は、推奨性国家標準、データ安全条例が確定して公布され、「輸出管理データ」との記載はなくなり、品目に関わるデータが例示されている）。

- (3) 国家安全法制下での取締り

2023年にミンツ社、ベイン社等米国系企業調査コンサル企業の実地法人3社立入調査を受けた。

「重要データ」は、流出することで国家安全を危険にさらす可能性があるとの概念であり、「重要データ」の移転に関して、国家安全当局が独自に「国家安全」の観点から調査等の対象とする懸念がある。

■関係条項での規定振り

- 輸出管理法では、次のように規定されている。

第32条（後段）：中華人民共和国国内の組織と個人が国外に輸出管理に関わる情報を提供するには、法に基づいて行わなければならない。；国の安全と利益に危害を及ぼす恐れのあるものは、提供してはならない

- この条文は、条例案の意見募集稿にもあったが、公布された条例では規定されていない。しかし、輸出管理法では規定されており、具体的にどのような情報提供が制約を受けるかは依然として不明である。

<外国政府による実施調査受入れの当局への報告、同意取付け義務>

- 他方、外国政府からのアクセスに関する規制に関する条例の条文が微妙に変わっている。

<意見募集稿>

第45条（後段）・・・同意を得ずに・・・外国政府の実施する輸出管理の現場訪問または調査を受けることを承諾したり、または受けてはならない。

<公布条例>

第38条・・・外国政府から輸出管理に関する訪問及び実地調査の要請を受けた場合、・・・報告しなければならない。・・・同意なしに受け入れたり、・・・約束してはならない。

意見募集稿では、外国政府の「現場訪問」とともに、「調査」を受けることが規制される条文になっていたものが、「調査」の文言は、「実地調査」となっている。

中国企業が、実地訪問、実地調査に依らずに、書類提出等による報告の形でエンドユーザー・ユーザーに関する調査を受けることは認められるとも読み得るように思われる。

○なお、中国の法律事務所の解説を見ると、この外国政府による実地調査受け入れは、禁止されるということではなく、商務部当局の同意は得られるという前提に立っているようである。米国の UVL (未検証エンドユーザーリスト) 掲載企業に対する米国からの輸出が、米国当局による現地調査受け入れが条件となっている場合などには、商務部当局の同意を得て現地調査に協力できる旨の介せ津がなされている。

実際、これまで、米商務省 BIS の現地調査は、中国商務部の関与の下で実施されてきており、中国商務部のこれまでの会見でも、現地調査による確認を経ての UVL 掲載解除を、米中協力の成果として説明してきている。

<商務部当局による外国政府向けの最終用途・需要者説明文書の発行規定>

○ただ他方で、新設された条例第 37 条で、次のように、中国国内の輸入者、エンドユーザーの申請により、外国政府に対して、エンドユースの説明文書を発行することができるとし、その場合は商務部がエンドユーザーに対する監督・検査を行うとされている。

第三十七条 國務院の商務主管部門は国内の輸入業者とエンドユーザーの申請に基づいて、その他の国や地域の政府に対してエンドユーザーと最終用途説明書を発行し、かつ関連事項を管理することができる。

国内の輸入業者とエンドユーザーはエンドユーザーと最終用途説明書を申請する際、國務院の商務主管部門の要求に従って関連資料をありのままに提出し、説明書取得時に行った誓約を厳格に履行し、かつ國務院商務主管部門の監督検査を受けなければならない。

外国政府の訪問、実地調査を制限する第 38 条の直前に置かれていることを考えると、外国政府によるエンドユース等に関する確認は、(米国のような現地調査の例以外は) 中国政府が成り代わって行うとの想定に立っているようにも思える。

○この点、中国の法律事務所の解説を見ると、上記の国内輸入事業者およびエンドユーザーが、他国政府に提出するための「最終用途・需要者説明文書」の発行を管轄の商務部に申請する権利を有し、それを取得することができれば、他国にも信頼できるものとして通用するように説明されている例もある。

そうすると、日本の輸出企業が輸出先の相手に求めて得られるのは、中国政府からの説明・認証文書だけということになる可能性もあり (その内容の精粗も現時点では不明)、国家主導での軍民融合戦略が進む中で、様々な懸念解消を図るための情報が十分得られるのかという点について懸念が生じ得る。

<データ安全法での中国国内保管情報の外国法執行機関への提供禁止規定>

○また、中国データ安全法第 36 条第 2 項の「中国の管轄当局の承認なしに、国内の組織および個人は、中国に保管されている情報を外国の司法機関または法執行機関に提供してはならない。」との規定が適用されることの制約を指摘するところもある。

- いずれにしても、外国の輸出者が中国に輸出するに際して、顧客審査のための基本的情報であるエンドユース、エンドユーザーの懸念の有無を判断するための情報（日本の輸出管理当局に渡る前提）がエンドユーザーらから直接入手できるのかどうか不明確でない。

5. 輸出管理法制とデータ安全法制との重畳適用の問題

■問題の所在

- 本条例の第2条の定義規定では、「軍民両用品目」には、「関連する技術データ及びその他のデータを含む。」とされている。

そこで、「重要データ」の海外移転を規制するデータ安全法制と重畳適用となるのではないかと懸念が生じる。以下の資料参照。

- ◎中国のデータ安全管理規制と輸出管理規制との重畳適用について

ーネットワークデータ安全管理条例案等を踏まえての考察（2021.12.23）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/46-20211220.pdf>

- データ安全法制では、前述のように、「重要データ」の内容についてパブコメ募集が続いてきたが、識別のための国家標準及びデータ安全三法共通のデータ安全管理条例が公布に至ったことにより、データ安全法制側の規制対象が確定した。
- 両法制の重畳適用が回避されるのかどうか焦点となる。

■中国の推奨性国家標準における「重要データ識別ガイドライン」における「重要データ」

- これは、累次にわたりパブコメ募集されてきたが、本年3月15日に公布され、10月1日から施行された。以下の資料を参照。

- ◎中国の推奨性国家標準《データ安全技术—データの分類と等級区分の規則》と重要データ識別ガイドラインについて（2024.8.1）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240801-2.pdf>

- 輸出管理に関係する部分では、次のように規定されている。

f) 我が国の科学技術力に関わる、我が国の国際競争力に影響する、または輸出管理品目に関わる。たとえば国家科学技術イノベーションの重大成果を反映する、または我が国の輸出禁止・輸出規制品目の設計原理、プロセスフロー、製作方法のデータ、およびソースコード、集積回路のレイアウト、技術スキーム、重要パラメータ、実験データ、検査報告などのデータ；

輸出管理法における輸出管理品目に関わるデータ、及び輸出禁止・輸出制限技術リストに関するデータについて、例示されている。

- この国家標準自体は規制ではなく、これが各規制法令に反映されていくことになる。

■ネットワークデータ安全管理条例での「重要データ」

- 本年 9 月 30 日に、データ統制三法共通の下位規則であるネットワークデータ安全管理条例が公布された（施行は 25 年 1 月 1 日）。

意見募集稿では、国家標準案に近い内容の「重要データ」の例示が規定されていたが、公布された条例では、総括的な定義が規定されているに留まる。

「重要データ」とは、特定の分野、特定の集団、特定の地域において、国家の安全、経済活動、社会の安定、公衆衛生及び安全を直接危険にさらすおそれのあるデータ、または一定の精度と規模に達したデータで、改ざん、破壊、漏洩、または不正に取得または使用されたデータをいいます。

- その上で、重要データ管理について規定する第四章の第 29 条において、各地方政府が国の指標に基づき、自地区・部門の関連する業界、分野の重要データリストを公布することが規定されている。

第 29 条 国家データ安全業務調整機構が関連部門を統率・調整して重要データリストを制定し、重要データ保護を強化する。

各地域、各部門がデータ分類分級保護制度に基づいて、自地区、自部門及び関連する業界、分野の重要データの具体的なリストを確定し、リストに掲載されたネットワークデータについて重点的な保護を行わなければならない。

なお、ネットワークデータの国外移転管理を規定する第五章の第 37 条において、属する地方政府から重要データリストが公開されていない場合は、データを国外移転する場合も、安全評価を申告する必要はないことが規定された。

- このような状況であるため、データ安全法制側で保護される「重要データ」が確定しない段階では、重畳適用の問題は生じないことになる。

■北京市、天津市での重畳適用排除の規定

- そういう中で、北京市と天津市が、自由貿易試験区データ国外移転管理リスト（ネガティブリスト）を施行したが、その中で重畳適用の排除規定を設け、輸出管理法で規制対象となるものは同法で規制する旨規定された。

- 北京市は関係当局連名で、本年 8 月 30 日に、「中国（北京）自由貿易試験区データ国外移転ネガティブリスト管理弁法（試行）」及び「中国（北京）自由貿易試験区データ国外移転管理リスト（ネガティブリスト）2024 年版」が公布され、即日施行された。

同ネガティブリストは、本年 5 月に天津市商務当局より公布された中国初のネガティブリスト「天津自由貿易試験区データ国外移転ネガティブリスト」（45 項目）に次いで出されたものであり、「自動車」、「医薬」、「民用航空」、「小売・現代サービス」、「AI 学習データ」の 5 産業分野における 48 項目である。

「自動車」を除く 4 産業分野において、天津市のネガティブリストと同じく、「重要デ

ータ」に、「輸出管理法」規制技術や「中国輸出禁止・輸出制限技術リスト」技術が含まれるが、備注欄において、以下のように注記されている。

輸出管理もしくは技術輸出管理事項に含まれるデータの内、《輸出管理法》等の関連法律・法規で規定する輸出許可の申請義務を履行する必要がある場合は、本リストは適用されない。

また、「自動車」分野の備注欄においても、「本リストの範囲外で、～（中略）～輸出管理品目に関わるデータ等については、国の関連部門の規定に準拠して執り行う。」としている。

- 今後、各地域、部門で具体的な「重要データ」が定められていく見込みであるが、両市と同様の重畳適用排除のための調整規定が設けられていく可能性がある。

6. みなし輸出規制の問題

■みなし輸出についての条文、趣旨

- みなし輸出については、輸出管理の定義を規定した第 2 条に含まれている。

ボーダーを超える移転だけでなく、中国国内での外国組織・人に対する移転も含むとの趣旨である。意見募集稿と規定ぶりは若干変わっているが、実質的内容は変わっていない。

第二条（後段） 本条例に言う輸出管理とは、国が、両用品目の貿易輸出および対外贈与、展覧、協力、援助とその他の方式で行う移転を含む中華人民共和国の国境内から国外に両用品目を移転する、および中華人民共和国の公民・法人与非法人組織が外国の組織や個人に両用品目を提供することに対して、禁止または制限措置を講じることを指す。

■みなし輸出に関する問題

- (1) 論点 1：中国国内の組織内の外国人への移転も対象となるのか。

- 中国国内での移転規制ではあるが、組織内での外国人に対する移転も対象となるのかは重要な点であるものの、条文上は明確ではない。
- 組織内での外国人に対する移転も対象となるとすると、
 - ・組織内での研究、会議でのやり取り、技術データベースへのアクセス等で外国籍役員との情報共有に支障が生じるおそれがあること。
 - ・外資企業で外国資本が支配権を有する場合、これを管理する外国籍の役員との情報共有に制約が生じるのは、支配権を損ねるものとなる。
- 他方、2021 年 4 月末に公告された、中国輸出管理法第 5 条に基づく両用品目輸出管理内部コンプライアンスガイドラインでは、「みなし輸出」に関しては、技術の管理に関する扱いが対象ではあるが、組織内の外国籍の者に対する提供を規制対象とする前提

で書かれているように見える。

三、全面的なリスク評価
3. 技術と研究開発の状況
(中略)
—規制を受ける技術に関わる業務に従事する従業員の状況を整理し、許可証未申請で外国の組織や個人に向けて規制を受ける技術を提供するリスクや潜在的危険が存在しうるか否かを全面的に調査し、外国籍従業員を雇用して規制を受ける技術に関わる業務に従事させる、見本市・展示会において規制を受ける技術に関わる情報を公表するなどの状況があったならば、法律法規の要求に基づいて許可証を申請しなければならない。

○この点については、上記ガイドラインにある通り、中国国内企業（中国法に基づいて設立された外資企業を含む）において、中国国籍者から外国国籍者に技術情報を提供する場合は許可申請がやはり必要のようである。

(2) 論点2：みなし輸出規制における貨物、サービスの扱い

○みなし輸出というのは、通常は技術提供についての概念のはずであるが、貨物、サービスも含まれるとなると、どういう運用が想定されているのかが問題となる。

○この点は、「技術だけでなく、貨物、サービスの提供も含めてみなし輸出の規制対象としていることが特色である」旨を解説している法律事務所もあるが、中国国内で開催される博覧会、展示会のケースを想定しているようである。

そうすると、そこでは中国に来訪した外国籍者、外国企業に規制対象商品を提供する段階で規制がかかり、水際段階で規制する輸出の前段階で止めるという発想のようである。

○しかし、そのような一時的に中国に来訪する外国籍者や外国企業に対する提供規制の発想はわかるとしても、中国企業・組織内での外国籍者（役員、従業員）に対する貨物、サービスの提供の扱いはどうなるのかという点は依然不明であり、今後の運用を見る必要がある。

7. 輸出管理品目リストについて

■輸出管理品目リストの公布時期：12月1日に。

○公表された商務部、司法部当局者によるQAによれば、

「現在、商務省は、条例と同時に実施されるデュアルユース品目の統一輸出管理リストを作成している」

としている。

○そうすると、条例の12月1日の施行前までに公布される見込みとなる。

■品目リストの内容：ECCN 的国際的品目分類で整理

○ECCN のような国際的な品目分類（10 カテゴリー）に整理し、輸出管理コードを付与する模様。

○今回施行のものは、従来品目の整理統合に留まり、新たな品目は含まれない模様。

品目分類も大きく変わり、また現下の経済状況もあり、輸出企業の負担を軽減する含みがあるものと思われる。

■輸出管理品目リストの策定手続きの変更

○「輸出管理品目リスト」の策定手続きについては、意見募集稿から変更が加えられ、公開での意見募集は行わない可能性が高い。

○意見募集稿では、商務部が関連部署と作策定後に、「適切な方法で意見を募集し・・・しなければならぬ」と公開義務が設定されていた（第13条）。

これに対して今回公布された条例では、「適切な方法で関連する企業、商会、協会等方面の意見を求め、・・・ことができる」という限定的な諮問制度に変わっている（第11条）。毎年策定される両用品目リストの改定と同様の方式によるものになる可能性が高い。

以上